

平成 30 年度
(2018 年度)
事業報告

(自 2018 年 8 月 14 日至 2018 年 12 月 31 日)

公益財団法人 J&C

平成 30 年度事業報告

公益財団法人 J&C（以下「当財団」という。）は、平成 26 年 7 月一般財団法人として設立以来、国際間の相互理解のもと、人づくりを通じ、開発途上にある海外の若者を対象として日本において期間を定めて職業訓練を施し、次の時代を担う若き人材の育成による技能等の移転を行い、もって国際貢献に寄与することが設立目的である。

今般、内閣府に対し外国人技能実習生受入事業を主目的とする公益財団法人の認定等に関する法律に基づき平成 29 年 12 月、申請を行い、同 30 年 8 月、公益認定等委員会の答申を経て 8 月 14 日付をもって認定されたところである。

他方、平成 29 年 11 月 1 日に施行された「外国人技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」（以下「技能実習法」という。）に則り、外国人技能実習生受入事業を行う監理団体（以下「監理団体」という。）として、平成 30 年 10 月 5 日付をもって認可法人外国人技能実習機構より特定監理事業の許可を受け、技能実習法の基本理念及び同方針を踏まえ誠実かつ適正な事業運営に努めているところである。

当財団は、基本理念である「人づくりを通じ開発途上国の経済発展を担う海外の若者を対象とした人材育成による国際貢献を目指します」の下、「開発途上国からの技能実習生受入事業」及び「海外支援事業」、「開発途上国で編集、発行する教材の物品販売事業」の収益事業を初年度であることを踏まえ基礎的事項を図って参る所存である。

初年度として実施した内容は下記のとおりである。

記

I 公益目的事業

(1) 開発途上国からの外国人技能実習生受入事業及び関する無料職業紹介（はじめに）

技能実習制度の内容は外国人技能実習生が日本において、企業や個人事業主の実習実施者と雇用関係を結び、出身国において修得が困難な技能等の修得、習熟、熟達を図るもので、技能等の修得は、技能実習計画に基づいて行われる。また、受入れ機関の区分として、日本の公的な援助・指導を受けた団体が技能実習生を斡旋しその責任を指導の下、企業が技能実習生の受入を行う「団体監理型」と、企業が単独で技能実習生の受入を行う「企業単独型」の 2 つの形態に大別されるところ、当財団が行う団体監理

型が主流である。団体監理型の場合、技能実習生は、現地での入国前講習を受講し、入国後に入国後講習を受講した後、受入れ企業に配属され、受入れ企業との雇用関係のもとで、実践的な技能等の修得を図ることである。企業等は海外に拠点を持っていなくても受入れが可能とするものである。また、技能実習期間は、上述の受入れ形態によって1～3年(当財団)或いは、1～5年に区分されている。

(イ) 送出し機関の選抜と連携

適正な技能実習事業は、受入れ機関だけの努力ではなく、海外の送出し機関の技能実習制度の理解度が重要である。その為、当財団は派遣国現地へ赴き、前職企業の調査を行う等、送出し機関の選定と連携を重要視して臨み、優秀な技能実習生（以下「実習生」という。）を確保することとしている。また、当財団の担当者等が直接現地へ赴き、選抜試験や面接に立ち会い、或いはskypeを利用して実習生候補者と面接を実施し、18歳以上の若者で心身共に健康な人材を選抜しているところである。

(ロ) 実習生受入活動

実習生が入国予定日に確実に入国できるよう必要な手続を行い、実習生の母国からの円滑な出国、日本への入国、集合講習施設への入寮及び集合講習後の確実な企業配属に努めた。昨年10月28日、中国人1名(趙玲、女)を受け入れ、12月1日に実習実施機関である株式会社リエイの万葉軒工場へ配属させた。

(ハ) 入国後の集合講習

昨年10月28日入国した中国人は来日後、埼玉県春日部市所在、公益財団法人国際人材育成機構のトレーニングセンターにおいて1ヵ月間の講習を全寮制で実施した。

- 技能実習生が円滑に行われるよう、日本の風俗、習慣等を理解させるため、日本語の再教育、日本の生活一般及び技能習得に関する知識。
- 実習生が適正に在留するための知識や労働者として受ける法的保護に関する知識について外部講師による教育を行った。
- 技能の修得等を安全に行うための知識、規律正しい生活を行うためのルールやマナー等について教育を行った。

(ニ) 24時間対応の相談体制

実習生が抱えている悩み事や相談等に対応するため、通信アプリ WeChat

により、24時間体制で実習生の母語国語を話せる職員を配置している。また、実習生からの苦情・相談等に対しては、正確な実態把握に努め、その都度、的確に指導を行い、技能実習・生活環境の改善向上に努めた。

(ホ) 訪問指導及び監査の実施

平成29年11月1日、技能実習法が施行されたところ、その法令に基づいた団体監理型技能実習の実施及び労働に関する法令等の基準を満たし、技能実習を適正に実施する必要があるところ、3ヵ月に1回以上の頻度で監査を実施することが義務付けられている。また、「技能実習1号」の期間中は1月につき少なくとも1回以上の訪問指導が求められている。

当財団は、平成30年12月、株式会社リエイに訪問指導を実施した。また、初回監査は本年2月28日、を予定し、実習実施期間と日程調整中である。今後もこれら監査及び訪問指導は確実に実施し、受入企業に対し適正な技能実習の実施と労働関係法令の遵守について周知徹底と適正な実施環境の改善・構築に努めていくことを旨としている。

(ヘ) 健康診断の実施等

健康上問題がある実習生の企業配属を未然に防止するため、全ての実習生に対し、入国前1ヵ月以内に送出し国において健康診断を行い、かつ入国後早期に健康診断（雇い入れ時健康診断項目のすべての項目）及び日地用に応じた検便による腸内細菌検査を実施するとともに、集合講習中の日々の健康状態を観察に努めた。

(ト) 無料職業紹介事業

外国人技能実習生に関する職業紹介については1件のみ行った。但し、外国人技能実習受け入れ事業に関する無料職業紹介事業は技能実習法に基づく監理団体の許可を受けたことに伴い不要となった。

(2) 開発途上国への企業進出に関する調査研究及び支援事業

当財団発足間もないため、当該事業の実施に至らず、その実績はありません。

II 収益事業等

(1) 開発途上国で編集、発行する教材の物品販売事業は上記I(2)と同様、事業実施に至らなかった。

以上